

## 鳥取市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、鳥取市軽費老人ホーム運営費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により市長の許可を受けた者（以下「事業者」という。）が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第45号。以下「条例」という。）並びに鳥取市軽費老人ホーム利用料等取扱基準（以下「取扱基準」という。）に基づき、利用者から徴収すべきサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の一部を減免した場合における当該減免した経費について補助することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち事務費の一部を事業者が行う減免事業（以下「補助事業」という。）について、当該事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、第1号の額から第2号の額を減じた額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) アの額とイの額を比較し、いずれか少ない方の額

ア 事務費実支出額

イ 別表1により算出された事務費に各月初日の実利用人員を乗じて得る年間合算額

(2) アの額とイの額を比較し、いずれか多い方の額

ア 本人から徴収した事務費実徴収額

イ 別表2に掲げる想定本人徴収額の年間合算額

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、毎年5月末日までに行わなければならない。

ただし、年度の中途に新たに事業を開始した社会福祉法人及び事業者については、開設した日から30日以内に交付申請を行うこととする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び事務費に係る施設利用料の額を明らかにすることができる利用規程等とする。

3 規則第4条第1項の申請書には、前項に定めるもののほか次に掲げるものを添付しなければならない。

(1) 別表1の(2)のアに規定する加算を受けようとする場合には、様式第3号及びその他加算認定にあたって市長が必要と認める書類

(2) 別表1の(2)のイに規定する加算を受けようとする場合には、様式第4号及び当該民間施設給与等改善費算定の基礎となった職員の勤続年数を明らかにできる経歴書

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として、30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 市長は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助対象経費総額の増額及び20パーセントを超える減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条第1項の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号、様式第5号及び事務費に係る施設利用料の額を明らかにすることができる利用規程等とする。

3 規則第12条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか次に掲げるものを添付しなければならない。

(1) 本人徴収額を明らかにする検収調書

(2) 別表1の(2)のアに規定する加算を受けた場合には、様式第3号及びその他福祉部長が必要と認める書類

4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、福祉部長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるものとして福祉部長が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第16条の承認について準用する。

（収益納付）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 事務費

第3条第2項に規定する1人1か月当たりの事務費は、(1)に掲げる事務費基準単価に(2)により算出した額を加算した額とすること。

事務費とは、施設を運営するために必要な、人件費支出(職員給料、非常勤職員給与、退職給付 費用、法定福利費)、事務費支出(福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、事務 消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、保険料、賃借料、租税公課、雑費及びその他事業者が定める科目)、事業費支出(保健衛生費(ただし、利用者の健康診断の実施に要する費用に限る。))、拠点区分間繰入金支出又はサービス区分間繰入金支出、固定資産取得支出(車両運搬具取得支出及び器具及び備品取得支出)、人件費積立資産支出及び施設整備等積立資産支出(ただし、施設修繕又は備品等購入に係るものに限る。)に充当する経費とする。

また、これらの経費は、従来補助対象としていた、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料 事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、及び備品購入費並びに人件費(積立)引当金、施設整備等(積立)引当金(修繕引当(積立)金、備品等購入引当(積立)金)、本部会計(経理区分)繰入金に充当する経費と同範囲とする。

(1) 定員1名当たりの事務費基準単価

定員1名当たりの事務費基準単価は次のア及びイに掲げる額とするが、条例及び規則の定めに基づき配置する職員が、当該職務以外の業務に従事する場合(施設が、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設(以下「特定施設」という。)の場合、当該特定施設の業務を除く。)については、当該職員に対し、イに掲げる額を控除した額とする。

ただし、その控除額は当該施設の事務費基準単価の2分の1に相当する額を限度とする。

ア 軽費老人ホーム

(単位：円)

取扱定員(人)	単独設置の場合	併設置の場合	特定施設入所者生活介護の指定を受けた場合			
			単独設置の場合		併設置の場合	
			共通職員	直接処遇職員	共通職員	直接処遇職員
10		155,500		22,600	58,600	22,300
11		141,400		22,600	53,300	22,300
12		129,600		22,600	48,900	22,300
13		119,700		22,600	45,100	22,300
14		111,100		22,600	41,900	22,300
15		103,700		22,600	39,100	22,300
16		97,200		22,600	36,600	22,300
17		91,500		22,600	34,500	22,300

18		86,400		22,600	32,600	22,300
19		81,900		22,600	30,900	22,300
20	140,200	95,700	94,200	22,600	47,200	22,300
21	133,500	91,200	89,800	21,600	45,000	21,300
22	127,300	87,000	85,700	20,500	43,000	20,300
23	121,900	83,300	81,900	19,600	41,000	19,400
24	116,800	79,800	78,600	18,800	39,300	18,600
25	112,100	76,600	75,300	18,100	37,800	17,900
26	107,800	73,600	72,500	17,400	36,300	17,200
27	103,800	70,900	69,800	16,700	34,900	16,500
28	100,100	68,400	67,300	16,200	33,700	16,000
29	96,700	66,100	65,000	15,600	32,600	15,400
30	93,400	71,500	62,800	15,000	39,100	14,800
31	104,100	83,600	60,800	29,100	37,900	28,800
32	100,900	81,000	58,800	28,200	36,600	27,900
33	97,700	78,500	57,100	27,400	35,500	27,100
34	94,900	76,100	55,400	26,600	34,500	26,300
35	92,200	74,000	53,900	25,800	33,500	25,500
36	89,700	71,900	52,400	25,100	32,600	24,800
37	87,200	70,000	51,000	24,400	31,700	24,100
38	84,900	68,200	49,600	23,900	30,900	23,600
39	82,800	66,400	48,300	23,200	30,100	22,900
40	80,600	64,700	47,100	22,600	29,300	22,300
41	89,500	60,700	56,700	21,100	27,800	21,100
42	87,300	59,200	55,400	20,600	27,200	20,600
43	85,300	57,800	54,100	20,100	26,500	20,100
44	83,300	56,500	52,800	19,600	25,800	19,600
45	81,500	55,300	51,600	19,200	25,300	19,200
46	79,800	54,100	50,500	18,800	24,800	18,800
47	78,000	52,900	49,500	18,400	24,200	18,400
48	76,400	51,800	48,400	18,000	23,800	18,000
49	74,800	50,800	47,400	17,700	23,200	17,700
50	73,300	49,800	46,400	17,300	22,800	17,300
51	71,900	48,800	45,600	17,000	22,300	17,000
52	70,500	47,800	44,700	16,700	21,900	16,700
53	69,200	47,000	43,900	16,300	21,500	16,300
54	67,900	46,100	43,000	16,000	21,100	16,000
55	66,600	45,200	42,200	15,700	20,700	15,700
56	65,400	44,500	41,500	15,500	20,400	15,500
57	64,400	43,700	40,700	15,100	20,000	15,100
58	63,200	42,900	40,100	14,900	19,600	14,900
59	62,100	42,200	39,400	14,700	19,300	14,700
60	61,100	41,500	38,800	14,400	18,900	14,400
61	67,900	40,800	45,900	14,100	18,700	14,100
62	66,800	40,100	45,200	13,900	18,400	13,900
63	65,800	39,500	44,500	13,700	18,100	13,700
64	64,700	38,900	43,800	13,500	17,900	13,500
65	63,700	38,300	43,100	13,300	17,500	13,300
66	62,800	37,700	42,500	13,000	17,300	13,000
67	61,800	37,200	41,800	12,900	17,000	12,900
68	60,900	36,600	41,200	12,700	16,800	12,700
69	60,100	36,100	40,600	12,500	16,500	12,500

70	59,200	35,500	40,000	12,400	16,300	12,400
71	58,300	35,000	39,400	12,200	16,100	12,200
72	57,500	34,600	38,900	12,100	15,900	12,100
73	56,700	34,100	38,400	11,800	15,700	11,800
74	56,000	33,600	37,800	11,700	15,400	11,700
75	55,200	33,200	37,400	11,500	15,200	11,500
76	54,500	32,700	36,900	11,400	15,000	11,400
77	53,800	32,300	36,400	11,200	14,800	11,200
78	53,100	32,000	35,900	11,100	14,600	11,100
79	52,400	31,500	35,500	11,000	14,500	11,000
80	51,800	31,100	35,000	10,900	14,200	10,900

(注) 1 枠外の定員に係る事務費基準単価については別途市長が定める。

- 2 上記単価のうち、特定施設における入所者については、「共通職員単価」を、また、特定施設における入所者以外の入所者（以下「一般入所者」という。）については、「共通職員単価」に「直接処遇職員単価」を加えたものを事務費基準単価とする。  
 なお、「直接処遇職員単価」を区分する場合、「取扱定員」は、「一般入所者数」と読み替えるものとする。

イ 他施設・事業と併任した場合に1名当たり減じる額

(単位：円)

取扱定員 (人)	他施設・事業と併任した場合に1名当たり減じる額							
	施設長	事務員	主任生活相談員	生活相談員	主任介護職員	介護職員	看護職員	栄養士
10				23,000		19,700		
11				20,900		17,900		
12				19,200		16,400		
13				17,700		15,200		
14				16,400		14,100		
15				15,300		13,100		
16				14,400		12,300		
17				13,500		11,600		
18				12,800		11,000		
19				12,100		10,400		
20	15,900(6,400)			11,500		9,900		
21	15,100(6,100)			11,000		9,400		
22	14,400(5,800)			10,500		9,000		
23	13,800(5,500)			10,000		8,600		
24	13,200(5,300)			9,600		8,200		
25	12,700(5,100)			9,200		7,900		
26	12,200(4,900)			8,900		7,600		
27	11,800(4,700)			8,500		7,300		
28	11,300(4,500)			8,200		7,000		
29	11,000(4,400)			7,900		6,800		
30	10,600(4,200)			7,700		6,600		
31	10,200(4,100)			7,400		6,400		
32	9,900(4,000)			7,200		6,200		
33	9,600(3,900)			7,000		6,000		
34	9,300(3,700)			6,800		5,800		
35	9,100(3,600)			6,600		5,600		
36	8,800(3,500)			6,400		5,500		
37	8,600(3,400)			6,200		5,300		
38	8,400(3,300)			6,100		5,200		
39	8,100(3,300)			5,900		5,100		

40	7,900(3,200)			5,800		4,900		
41	7,700(3,100)			5,600	4,900	4,800		5,000
42	7,600(3,000)			5,500	4,800	4,700		4,900
43	7,400(3,000)			5,400	4,700	4,600		4,700
44	7,200(2,900)			5,200	4,600	4,500		4,600
45	7,100(2,800)			5,100	4,500	4,400		4,500
46	6,900(2,800)			5,000	4,400	4,300		4,400
47	6,800(2,700)			4,900	4,300	4,200		4,300
48	6,600(2,600)			4,800	4,200	4,100		4,300
49	6,500(2,600)			4,700	4,100	4,000		4,200
50	6,400(2,600)	4,400(1,800)		4,600	4,000	3,900	4,700	4,100
51	6,200(2,500)	4,300(1,700)	4,600	4,500	3,900	3,900	4,600	4,000
52	6,100(2,400)	4,200(1,700)	4,500	4,400	3,900	3,800	4,500	3,900
53	6,000(2,400)	4,200(1,700)	4,400	4,300	3,800	3,700	4,400	3,900
54	5,900(2,400)	4,100(1,600)	4,300	4,300	3,700	3,700	4,300	3,800
55	5,800(2,300)	4,000(1,600)	4,300	4,200	3,700	3,600	4,200	3,700
56	5,700(2,300)	3,900(1,600)	4,200	4,100	3,600	3,500	4,200	3,600
57	5,600(2,200)	3,900(1,600)	4,100	4,000	3,500	3,500	4,100	3,600
58	5,500(2,200)	3,800(1,500)	4,000	4,000	3,500	3,400	4,000	3,500
59	5,400(2,200)	3,700(1,500)	4,000	3,900	3,400	3,300	4,000	3,500
60	5,300(2,100)	3,700(1,500)	3,900	3,800	3,300	3,300	3,900	3,400
61	5,200(2,100)	3,600(1,400)	3,800	3,800	3,300	3,200	3,800	3,300
62	5,100(2,000)	3,600(1,400)	3,800	3,700	3,200	3,200	3,800	3,300
63	5,000(2,000)	3,500(1,400)	3,700	3,700	3,200	3,100	3,700	3,200
64	5,000(2,000)	3,500(1,400)	3,700	3,600	3,100	3,100	3,600	3,200
65	4,900(2,000)	3,400(1,400)	3,600	3,500	3,100	3,000	3,600	3,100
66	4,800(1,900)	3,300(1,300)	3,500	3,500	3,000	3,000	3,500	3,100
67	4,700(1,900)	3,300(1,300)	3,500	3,400	3,000	2,900	3,500	3,000
68	4,700(1,900)	3,200(1,300)	3,400	3,400	3,000	2,900	3,400	3,000
69	4,600(1,800)	3,200(1,300)	3,400	3,300	2,900	2,900	3,400	3,000
70	4,500(1,800)	3,200(1,300)	3,300	3,300	2,900	2,800	3,300	2,900
71	4,500(1,800)	3,100(1,200)	3,300	3,200	2,800	2,800	3,300	2,900
72	4,400(1,800)	3,100(1,200)	3,300	3,200	2,800	2,700	3,200	2,800
73	4,400(1,800)	3,000(1,200)	3,200	3,200	2,800	2,700	3,200	2,800
74	4,300(1,700)	3,000(1,200)	3,200	3,100	2,700	2,700	3,200	2,800
75	4,200(1,700)	2,900(1,200)	3,100	3,100	2,700	2,600	3,100	2,700
76	4,200(1,700)	2,900(1,200)	3,100	3,000	2,600	2,600	3,100	2,700
77	4,100(1,600)	2,900(1,200)	3,000	3,000	2,600	2,600	3,000	2,700
78	4,100(1,600)	2,800(1,100)	3,000	3,000	2,600	2,500	3,000	2,600
79	4,000(1,600)	2,800(1,100)	3,000	2,900	2,500	2,500	3,000	2,600
80	4,000(1,600)	2,800(1,100)	2,900	2,900	2,500	2,500	2,900	2,600

(注) 1 「施設長」及び「事務員」欄の( )内は、当該施設に併設される社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項(第8号から第11号までの事業を除く。)に規定する事業に従事する場合に適用する。

2 枠外の定員に係る単価については、別途市長が定める。



## (2) 事務費加算額

### ア 総合防災対策強化事業費

施設における火災、地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱について」（昭和62年7月16日社施第90号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて総合防災対策強化事業費（以下「防災費」という。）を必要とするものと認定されたときは、防災費として認定された450,000円の範囲内の額を、当該施設の定員に12を乗じて得た数で除して得た額（円未満切捨て）を毎月加える。

### イ 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算を必要とするものと認定された場合については、上記(1)、(2)のアの合算額に同通知に定めるところに準じて決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）を民改費として毎月加える。この場合における「加算率」とは、人件費加算分の率から5パーセントを差し引くものとし、差し引いた後の人件費加算分の率がマイナスとなる場合は、人件費加算分の率は0パーセントとし、職員一人当たりの平均勤続年数ごとの加算率は、次の加算率一覧表のとおりとする。

ただし、加算率については同通知に定めるところに準じて全部又は一部を減ずることができる。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設（以下「特定施設」という。）については、特定施設の対象者について、共通職員のみにより算定した民改費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いるものとする。

#### 加算率一覧表

施設の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A階級	14年以上	11%	9%	2%
B階級	12年以上14年未満	10%	8%	2%
C階級	10年以上12年未満	8%	6%	2%
D階級	8年以上10年未満	6%	4%	2%
E階級	6年以上8年未満	4%	2%	2%
F階級	6年未満	2%	0%	2%

## 2 想定本人徴収額

想定本人徴収額は、次の表により求めた額とする。

### (1) 軽費老人ホーム

	対象収入による階層区分	想定本人徴収額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円 ～ 3,200,000円	99,000円
19	3,200,001円 ～ 3,300,000円	106,000円
20	3,300,001円 ～ 3,400,000円	113,000円
21	3,400,001円 ～ 3,500,000円	120,000円
22	3,500,001円 ～ 3,600,000円	127,000円
23	3,600,001円以上	134,000円

(注) 1 この表における「対象収入」とは、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日付老発第0124004号)の1の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日付老計発第0124001号)の第2の1(1)、(3)及び(4)に準じて算定されたものであること。

2 利用者が介護保険法(平成9年法律第123号)第41条に規定する指定居宅サービスを受けた場合に、当該利用者が指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス事業運営基準」という。)に基づき事業者を支払う「利用料等」については、これを必要経費として認定するものであること。

なお、「利用料等」に該当するか否かの判断にあたっては、指定居宅サービス事業運営基準のほか、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日付老企第54号)を参考とすること。

3 2人部屋を夫婦等で利用し、かつ夫婦等の収入及びその必要経費を合算した合計

額が300万円以下に該当する場合、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、夫婦等それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30パーセント減額した額を想定本人徴収額とすることを原則とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

- 4 月途中の入退所があった場合は、日割りによって事務費徴収額を算定するものとする。この場合、1円未満の端数は切り捨てとする。